○中国地方整備局告示第百七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十五日　中国地方整備局長　栗田　悟

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	廿日市市梅原二丁目六二〇九番一から同市梅原二丁目六二〇六番一まで	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十二月二十五日

○中国地方整備局告示第百七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十五日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
光市中央二丁目一八番一から同市中央二丁目一一番一まで	前	二一・五〇～二八・〇〇メートル	〇・〇五二キロメートル
	後	二二・〇〇～二八・〇〇メートル	〇・〇五二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十五日　中国地方整備局長　栗田　悟

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十八号	光市中央二丁目一八番一から同市中央二丁目一一番一まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十二月二十五日

○中国地方整備局告示第百八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十五日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
出雲市斐川町富村六四一番一から同市芦渡町四一八番一まで	前	B　一〇・二〇～四九・四〇メートル A　八・八五～九九・六八	八・六七四キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B　一〇・二〇～五二・〇〇 A　八・八五～九九・六八	九・一〇五	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月二十五日　中国地方整備局長　栗田　悟

一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　広島圏都市計画道路事業三・四・二〇三号佐方線

三　事業施行期間　自平成二十五年十二月二十五日至平成三十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　広島県廿日市市桜尾本町、大東、城内一丁目及び佐方字城内地内

使用の部分　広島県廿日市市大東、城内一丁目及び佐方字城内地内

○四国地方整備局告示第百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十五日　四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十二号及び百九十三号	吉野川市山川町前川二一六番五から同市山川町前川二〇二番八まで	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十二月二十五日

○四国地方整備局告示第百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十五日　四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十二号	吉野川市鴨島町上下島字松元三五六番一から同市鴨島町上下島字松元三六八番一まで	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十二月二十五日

○九州地方整備局告示第二百二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十五日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十号及び四百四十八号	志布志市有明町野井倉字東山八〇二五番一から同市有明町野井倉塩入七七〇四番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十二月二十五日

○九州地方整備局告示第二百二十九号

小丸川水系小丸川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十五日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦